

別表 1-1 (相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (富士宮市)

創業支援等事業の目標
<p>地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、また、相談者が相談しやすい環境を整えるため、富士宮商工会議所、芝川商工会、地域金融機関と連携して創業支援を行う。</p> <p>(目標数) 創業支援者数 40 件、創業者数 4 件</p> <p>(目標の根拠) 令和 4 年度の富士宮市への相談件数は年間 60 件、創業者数 5 件であった。 令和 3 年度の富士宮市への相談件数は年間 71 件、創業者数 8 件であった。 令和 2 年度の富士宮市への相談件数は年間 48 件、創業者数 7 件であった。 令和元年度の富士宮市への相談件数は年間 44 件、創業者数 7 件であった。 平成 30 年度の富士宮市への相談件数は年間 41 件、創業者数 10 件であった。 平成 29 年度の富士宮市への相談件数は年間 28 件、創業者数 7 件であった。 平成 28 年度の富士宮市への相談件数は年間 29 件、創業者数 2 件であった。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none">・富士宮市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫等と連携し、様々な創業等の課題を解決する。・相談窓口は、富士宮市商工振興課の職員 2 名を市の窓口に配置し、相談対応を行う。富士宮市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにする。・富士宮市は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、富士宮商工会議所が実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。・創業に必要な要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">1. ターゲット市場の見つけ方 富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が、市場ニーズを把握し、情報提供する。2. ビジネスモデルの構築の仕方 富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が、顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。 富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が連携し、創業セミナーを行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 また、「富士宮市空き店舗等対策事業補助金」を活用し、商店街への出店を促し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。3. 売れる商品・サービスの作り方 富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が、商品・サービスに対する専門的知見に基づき、強み弱みを分析しアドバイスをを行う。4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行う。富士宮市は、販路拡大のための展示会出展への補助金助成を行う。

5. 資金調達

富士宮信用金庫が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、富士宮市が制度融資の紹介や利子補給を行う。また、富士宮商工会議所、芝川商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助や、補助金等の申請支援を行う。

6. 事業計画書の作成

富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。

さらに、富士宮信用金庫が、事業計画書のブラッシュアップを行う。

7. 許認可、手続き

富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が、創業手続及び許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、弁護士や弁理士、税理士などの専門家をあてせんする。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が連携し、創業後の事業発展や新分野への出展可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

・各創業支援機関が支援を行った創業支援等対象者の情報に対しては、創業支援等対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、富士宮市が情報集約及び一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援等対象者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

①創業セミナー（別表1-2及び別表2-1）において、原則として1ヶ月以上にわたり4回以上、経営、財政、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の7割以上出席した者。

②窓口相談事業（別表2-2及び別表2-3）において、経営指導員等によるアドバイスを原則として1ヶ月以上にわたり4回以上受け、経営、財政、人材育成、販路開拓についての知識を身につけた者。

上記①若しくは②に該当し、支援を受けたことが「創業支援カルテ」等で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、富士宮市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を富士宮市が把握することとし、創業支援等対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。

・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援等対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。

・創業後についても、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫と連携して、フォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援等対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

・富士宮市商工振興課に、担当者2名を配置、創業支援機関と連携したワンストップ窓口を

設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口に配架し、幅広く、創業支援等対象者の目に届くようにする。加えて、富士宮市の広報紙においても、相談窓口設置を広くPRしていく。

- ・また、富士宮市のHPにおいてもPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していく。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、富士宮市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援カルテ」を作成し、創業支援機関と共有し、連携を密に図る。

◆創業支援等事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市産業振興部商工振興課 (必要に応じて関係機関を紹介) ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
創業セミナー、マッチング交流会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市産業振興部商工振興課 ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
事業環境認識と事業ミッションの構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
2 価値創造支援	
ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
商品開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮信用金庫
生産体制構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
雇用計画支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
事業戦略（4P） ポジショニング・ブランディング 企画支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
3 営業力強化支援 (創業後のフォローも含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫
4 経理・財務力強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所 ・芝川商工会 ・富士宮信用金庫

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年12月25日～令和12年3月31日

別表 1-2 (創業支援セミナー) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業 (富士宮市)

創業支援等事業の目標
<p>地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、また、創業に対する機運を醸成するため、創業に関する一定レベルの基礎等が学べるセミナーを実施し、その企画・広報・運営等については、富士宮市、芝川商工会、地域金融機関と連携して行う。</p> <p>(目標数) 創業支援者数 15 件、創業者数 1 件</p> <p>(目標の根拠) 令和 4 年度の富士宮市の創業支援セミナー受講者は 42 件、創業者数 7 件であった。 令和 3 年度の富士宮市の創業支援セミナー受講者は 29 件、創業者数 2 件であった。 令和 2 年度の富士宮市の創業支援セミナー受講者は 20 件、創業者数 1 件であった。 令和元年度の富士宮市の創業支援セミナー受講者は 15 件、創業者数 5 件であった。 平成 30 年度の富士宮市の創業支援セミナー受講者は 20 件、創業者数 2 件であった。 平成 30 年度の富士宮商工会議所の創業セミナー受講者は 12 件、創業者数 2 件であった。 平成 29 年度の富士宮市への相談件数は年間 28 件、創業者数 7 件であった。 平成 29 年度の富士宮商工会議所の創業セミナー受講者は 20 件、創業者数 1 件であった。 平成 28 年度の富士宮市への相談件数は年間 29 件、創業者数 2 件であった。 平成 28 年度の富士宮商工会議所の創業セミナー受講者は 35 件、創業者数 2 件であった。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><創業セミナー> 【既存・特定創業支援等事業】 年 1 回以上創業に関するセミナー (4 コマ程度、1 コマ 1.5 時間程度) を行う。受講終了後も、商工会議所及び商工会経営指導員がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、創業前、創業後も含めて支援を行う「創業セミナー」とする。開催期間は 9～10 月又は 1～2 月頃とし、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。</p> <p><特定創業支援等事業について> 講義のうち、原則として 1 ヶ月以上の期間にわたり 4 回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身に付く☆のついている講義を受講し、全体の 7 割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 なお、富士宮商工会議所が実施する創業セミナー (別表 2) を組み合わせることも可能とし、原則として合わせて 1 ヶ月以上の期間にわたり 4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身についたことが、「創業支援カルテ」で確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、富士宮市が証明書を発行する。</p> <p>「創業セミナー」 (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業に必要な手続きについて【富士宮商工会議所・芝川商工会等】 ・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【富士宮商工会議所等】<経営> (☆) ・企業運営に必要な税務・経理知識について【富士宮商工会議所等】<財務> (☆) ・人を雇用する時のルールについて【富士宮商工会議所等】<人材育成> (☆) ・マーケティング戦略について【富士宮商工会議所等】<販路開拓> (☆) ・事業計画の策定・助言【富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫等】

※【 】は予定されている講師の所属

(2) 創業支援等事業の実施

・富士宮市の会議室等で実施することとし、会場準備、事務手続きを富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が連携して行う。

加えて、富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が連携して事業のPRを行う。卒業生については、富士宮市の制度融資、利子補給制度、富士宮信用金庫の融資制度を紹介し、活用してもらうこととし、事業の実績、その後の状況等の情報共有を行う。

・特定創業支援等事業の要件を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに富士宮市に保管する。

・名簿の管理については、個人情報保護を遵守する。

計画期間

平成30年7月9日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-1 (創業セミナー) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 2 5 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 富士宮商工会議所 (2) 住所 静岡県富士宮市豊町 1 8 - 5 (3) 代表者の氏名 会頭 河原崎信幸 (4) 連絡先 0 5 4 4 - 2 6 - 3 1 0 1
創業支援等事業の目標
地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、富士宮市、芝川商工会、地域金融機関と連携して創業支援を行う。 (目標数) 支援対象者数 4 0 件、創業者数 5 件 (目標の根拠) 令和 2 ~ 4 年度は実績なし。 令和元年度実績 創業対象者数 5 5 件、創業者数 1 0 件であった。 平成 3 0 年度実績 創業対象者数 1 2 件、創業者数 2 件であった。 平成 2 9 年度実績 創業対象者数 2 0 件、創業者数 1 件であった。 平成 2 8 年度実績 創業対象者数 3 5 件、創業者数 2 件であった。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業セミナー> 【既存・特定創業支援等事業】 現在、創業支援等事業として創業者のニーズに合わせた、外部講師による単発の講座を実施しているが、これを拡大して、年 1 回 (4 コマ程度、1 コマ 1 . 5 時間程度) の連続講座にして実施する。受講終了後も、商工会議所及び商工会経営指導員がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、創業、創業後も含めて支援を行う「創業セミナー」とする。開催期間は 9 ~ 1 0 月頃とし、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。 <特定創業支援等事業について> 講義のうち、原則として 1 ヶ月以上の期間にわたり 4 回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身につく☆のついている講義を受講し、全体の 7 割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 なお、富士宮市が主催する創業セミナー (別表 1 - 2) を組み合わせることも可能とし、原則として合わせて 1 ヶ月以上の期間にわたり 4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身についたことが、「創業支援カルテ」で確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、富士宮市が証明書を発行する。 「創業セミナー」(案) ・創業に必要な手続きについて【富士宮商工会議所・芝川商工会等】

- ・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【富士宮商工会議所等】＜経営＞（☆）
- ・企業運営に必要な税務・経理知識について【富士宮商工会議所等】＜財務＞（☆）
- ・人を雇用する時のルールについて【富士宮商工会議所等】＜人材育成＞（☆）
- ・マーケティング戦略について【富士宮商工会議所等】＜販路開拓＞（☆）
- ・事業計画の策定・助言【富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫等】

※【 】は予定されている講師の所属

（２）創業支援等事業の実施

・富士宮市の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、事務手続きを富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が連携して行う。

加えて、富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫が連携して事業のPRを行う。卒業生については、富士宮市の制度融資、利子補給制度、富士宮信用金庫の融資制度を紹介し、活用してもらおうこととし、事業の実績、その後の状況等の情報共有を行う。

・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに富士宮市に提出する。

・名簿の管理については、個人情報保護を遵守する。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については 令和5年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-2 (相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	富士宮商工会議所
(2) 住所	静岡県富士宮市豊町18-5
(3) 代表者の氏名	会頭 河原崎信幸
(4) 連絡先	担当者 経営指導員 小笠原 宏貴 (TEL) 0544-26-3101 (FAX) 0544-26-0303
創業支援等事業の目標	
<p>地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、また、相談者が相談しやすい環境を整えるため、富士宮市、芝川商工会、地域金融機関と連携して創業支援を行う。</p> <p>(目標数) 支援対象者数10件、創業者数3件</p> <p>(目標の根拠)</p> <p>令和4年度の経営指導員による創業に関する相談件数は80件、創業者数は13件であった。</p> <p>令和3年度の経営指導員による創業に関する相談件数は137件、創業者数は23件であった。</p> <p>令和2年度の経営指導員による創業に関する相談件数は44件、創業者数は13件であった。</p> <p>令和元年度の経営指導員による創業に関する相談件数は22件、創業者数は13件であった。</p> <p>平成30年度の経営指導員による創業に関する相談件数は12件、創業者数は1件であった。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口> 【新規・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士宮商工会議所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、富士宮市民を中心に創業を希望する者が抱えるマーケティング戦略、販売手法、資金調達、人材育成等の様々な悩みに対して、経営指導員等が内容に応じた対応方法をアドバイスを行う。 ・相談内容によっては、富士宮市、芝川商工会、富士宮信用金庫と連携し、円滑な創業支援を行う。 <p><関係機関との連携について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市は、相談窓口の設置、証明書の発行業務、融資制度の紹介及びセミナーの広報活動等による支援を行う。また、各支援機関における創業支援等事業の情報収集を行う。 ・芝川商工会は、相談窓口を設置し、経営に関する相談の対応や個別案件に対する販路開拓支援等を行う。 ・富士宮信用金庫は、中小企業を対象にしたサポート相談室を活用し、資金に関する相談の対応や円滑な金融融資の実行支援等を行う。 	

<特定創業支援等事業について>

相談窓口において、経営指導員等が、原則として1ヶ月以上にわたり4回以上継続的にアドバイスを実施し、相談者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓等、当該起業に必要なノウハウを習得させる事業を特定創業支援等事業とする。

なお、経営指導員等によるアドバイスを原則として1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に受け、当該起業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等のノウハウが身についたことが「創業支援カルテ」で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、富士宮市が証明書を発行する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・経営指導員を中心に、スタッフが週5日相談に対応する。また、専門家による税務相談会等、様々な支援事業を実施する。
- ・円滑な創業支援及び成果向上のため、富士宮市、芝川商工会及び富士宮信用金庫と連携を密に図り、毎月打合せを実施する。
- ・富士宮市、芝川商工会及び富士宮信用金庫が連携して事業のPRを行う。
- ・特定創業支援等事業を受けた者については、富士宮市の制度融資、利子補給制度、富士宮信用金庫の融資制度等を紹介、活用してもらうこととし、また、事業の実績、その後の状況等については、連携している支援機関間において情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに富士宮市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護を遵守する。

計画期間

令和元年12月20日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-3 (相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	芝川商工会
(2) 住所	静岡県富士宮市羽鮒1 1 3 1-6
(3) 代表者の氏名	会長 篠原 勲
(4) 連絡先	担当者 経営指導員 小澤 裕介 (TEL) 0544-65-0273 (FAX) 0544-65-2093
創業支援等事業の目標	
<p>地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、また、相談者が相談しやすい環境を整えるため、富士宮市、富士宮商工会議所、地域金融機関と連携して創業支援を行う。</p> <p>(目標数) 創業支援者数7件、創業者数3件</p> <p>(目標の根拠)</p> <p>令和4年度の経営指導員による創業に関する相談件数は31件、創業者数は1件であった。</p> <p>令和3年度の経営指導員による創業に関する相談件数は24件、創業者数は3件であった。</p> <p>令和2年度の経営指導員による創業に関する相談件数は14件、創業者数は2件であった。</p> <p>令和元年度の経営指導員による創業に関する相談件数は6件、創業者数は6件であった。</p> <p>平成30年度の経営指導員による創業に関する相談件数は5件、創業者数は2件であった。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口> 【新規・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝川商工会内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、富士宮市民を中心に創業を希望する者が抱えるマーケティング戦略、販売手法、資金調達、人材育成等の様々な悩みに対して、経営指導員等が内容に応じた対応方法をアドバイスを行う。 ・相談内容によっては、富士宮市、富士宮商工会議所、富士宮信用金庫と連携し、円滑な創業支援を行う。 <p><関係機関との連携について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市は、相談窓口の設置、証明書の発行業務、融資制度の紹介及びセミナーの広報活動等による支援を行う。また、各支援機関における創業支援等事業の情報収集を行う。 ・富士宮商工会議所は、相談窓口を設置し、経営に関する相談の対応や個別案件に対する販路開拓支援等を行う。 ・富士宮信用金庫は、中小企業を対象にしたサポート相談室を活用し、資金に関する相談の対応や円滑な金融融資の実行支援等を行う。 	

<特定創業支援等事業について>

相談窓口において、経営指導員等が、原則として1ヶ月以上にわたり4回以上継続的にアドバイスを実施し、相談者のレベルに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓等、当該起業に必要なノウハウを習得させる事業を特定創業支援等事業とする。

なお、経営指導員等によるアドバイスを原則として1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に受け、当該起業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓等のノウハウが身についたことが「創業支援カルテ」で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、富士宮市が証明書を発行する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・経営指導員を中心に、スタッフが週5日相談に対応する。また、専門家による税務相談会等、様々な支援事業を実施する。
- ・円滑な創業支援及び成果向上のため、富士宮市、富士宮商工会議所及び富士宮信用金庫と連携を密に図り、毎月打合せを実施する。
- ・富士宮市、富士宮商工会議所及び富士宮信用金庫が連携して事業のPRを行う。
- ・特定創業支援等事業を受けた者については、富士宮市の制度融資、利子補給制度、富士宮信用金庫の融資制度等を紹介、活用してもらうこととし、また、事業の実績、その後の状況等については、連携している支援機関間において情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに富士宮市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護を遵守する。

計画期間

令和元年12月20日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。